

佐世保市総合医療センター第3期中期目標期間の終了時の検討について

1 目的

地方独立行政法人法では中期目標期間の終了時まで、その法人の存続や業務全般などについて全般にわたる検討を行うこととされています。

令和6年度は、佐世保市総合医療センターの第3期中期目標期間の最終年度となることから、本年度(令和6年度)中には、その検討を行う必要があります。

なお、この検討に当たっては、評価委員会から意見を聴くことが法で定められています。

地方独立行政法人法（抜粋）

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

2 本市における終了時の検討について

本制度の趣旨からは、次期中期目標策定前に検討を行い、その結果を次期中期目標に反映させることが適当と考えられます。

よって、こうした法の趣旨を踏まえ、本市では、佐世保市総合医療センターの第3期中期目標期間の終了時の検討資料等を参考に、まずは佐世保市総合医療センターの存続や業務等全般について検討するものとし、これを踏まえて、次期(第4期)中期目標の策定を行うこととします。

3 評価委員会の役割について

中期目標の策定などと同様に、市が行うこの「中期目標期間の終了時の検討」についても、評価委員会の意見を聴くことが法で義務付けられていますので、市が行う検討内容について、ご意見をいただくこととなります。